

2 「地域学校協働活動」とは？

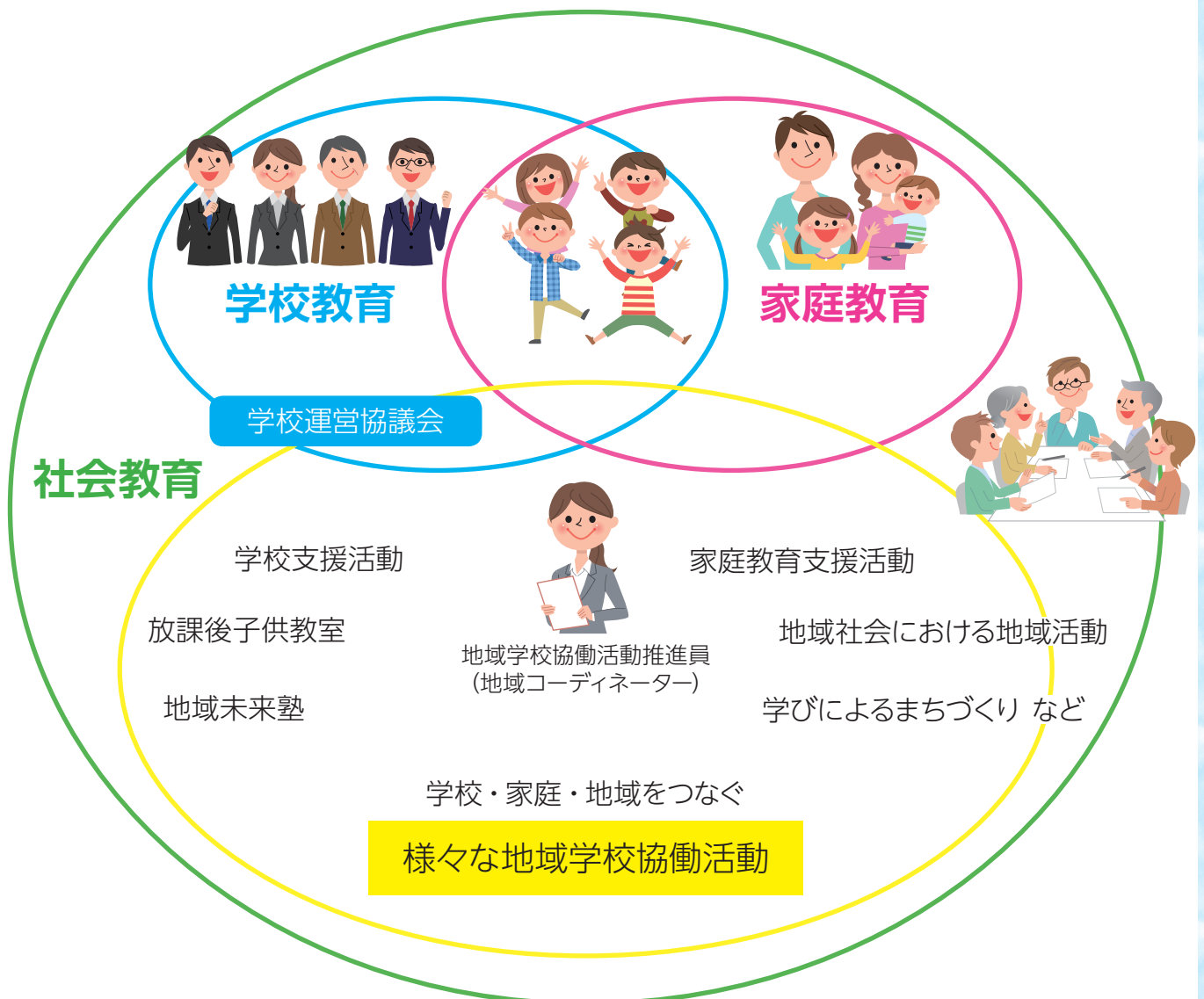
地域学校協働活動とは、幅広い地域住民（高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等）の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動のことです。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う次の活動と規定されています（一部抜粋）。

- ・学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ・ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- ・社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

〈主な活動例〉

- 学校支援活動 ○放課後子供教室 ○地域未来塾 ○家庭教育支援活動
- 地域社会における地域活動 ○学びによるまちづくり など



学校支援活動（学校に対する様々な協力活動）

- ・登下校の見守り
- ・花壇や通学路等の学校周辺環境の整備
- ・子どもたちへの本の読み聞かせ
- ・授業の補助や部活動の支援
- ・企業等による出前授業等の教育プログラムの提供 など



放課後子供教室（学習や体験・交流といった多様な活動）

- 学習支援
 - ・宿題の指導、読み聞かせなど
- 体験活動
 - ・工作、料理、スポーツなど
- 交流活動
 - ・昔遊び、地域行事参加など



地域未来塾

- すべての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- 寄り添いが必要な子ども、不登校傾向のある子どもへの対応について、保護者が学び合う機会づくり など



地域社会における地域活動

- 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



学びによるまちづくり

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動 など



ココがポイント！

学校は、これらの活動すべてに参加する必要はありません。学校教育活動の一環として、無理のない範囲で地域と連携・協働します。学校支援活動以外の活動では、広報・周知に協力することも連携・協働の一つです。学校運営協議会を通じて協議し、地域と学校があらかじめ共通理解を図っておくことが重要です。

